

松本市宿泊税条例の骨子（案）に対するパブリックコメントの結果

1 募集期間

令和7年4月23日（水）から令和7年5月23日（金）まで

2 閲覧方法

- (1) 窓口（観光ブランド課、行政情報コーナー及び各地域づくりセンター）
- (2) 市ホームページ

3 実施結果

(1) 件数

45件（13人）

(2) 提出方法

方法	件数	人数
電子メール	37件	9人
ファクシミリ	8件	4人
郵送、持参	0件	0人
計	45件	13人

(3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	0件
イ 趣旨同一の意見	意見等の趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	2件
ウ 参考とする意見	案は修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	28件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	5件
オ その他	制度全般への要望等その他の意見	10件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方
1	お客様から消費税、入湯税の他に新たに宿泊税を徴収すると宿泊者数が減少することを懸念する。宿泊税は徴収しないほうが良い。	【エ 対応が困難な意見】 既に、長野県が宿泊税の導入を決定し、令和8年6月から徴収が始まります。宿泊者の皆様にご理解いただけるよう、丁寧に広報を進めます。
2	観光振興目的の法定外目的税として松本市が独自で宿泊税を導入することは賛成である。	【イ 趣旨同一の意見】 松本市が国内外から選ばれる観光地として持続していくよう、松本市としての用途を明確にして取り組みます。

3	ビジネス客からも徴収するのか。	【オ その他】 宿泊の目的に関わらず、松本市に所在する以下の施設に、免税点を超える宿泊料金を支払い、宿泊した方が課税対象です。 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
4	インバウンド客からも徴収するのか。	【オ その他】 国籍等に関わらず、松本市に所在する以下の施設に、免税点を超える宿泊料金を支払い宿泊した方が課税対象です。 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
5	添い寝の子供（無料）は不要でよいのか。	【オ その他】 宿泊料金が免税点未満の場合は、課税されないため、不要です。
6	企業の会社費用で宿泊する場合、施設は宿泊税も含めて企業に請求できるのか。	【ウ 参考とする意見】 詳細については、長野県と調整の上、Q&A形式でお示しします。
7	領収書・明細書への記載方法はどうようになるのか、今後案内されるか。	【ウ 参考とする意見】 詳細については、長野県と調整の上、Q&A形式でお示しします。
8	正式決定以前に2026年6月以降の予約をした者は課税対象外でよいのか。	【ウ 参考とする意見】 詳細については、長野県と調整の上、Q&A形式でお示しします。
9	2026年5月の宿泊予約が6月に延期になった場合は、徴収するのか。	【ウ 参考とする意見】 詳細については、長野県と調整の上、Q&A形式でお示しします。
10	免税点の算出方法、いつからの予約から該当するか等の疑問点に対する回答を速やかに開示し、宿泊事業者・お客様に広報をお願いしたい。	【ウ 参考とする意見】 長野県と調整の上、Q&A形式でお示しします。
11	課税免除者に関して、信州大学・松本大学・松本理美容専門学校の職員は対象か。	【ウ 参考とする意見】 詳細については、長野県と調整の上、Q&A形式でお示しします。

12	課税免除証明書は宿泊日前に施設が入手する必要があるのか。旅行会社は証明作成の代行を行ってくれるのか。	【ウ 参考とする意見】 詳細については、長野県と調整の上、Q&A形式でお示しします。
13	食事付きのパッケージで販売しているので、室料と食事の内訳は宿泊者に開示することはできない。また同一グループでも1名部屋と4名部屋により課税対象有無が生じる。そのような場合はどうすればよいか。	【ウ 参考とする意見】 詳細については、長野県と調整の上、Q&A形式でお示しします。
14	免税点と課税免除を定めるのであれば、宿泊料金によって宿泊税徴収額に差をつけたほうが宿泊施設、宿泊者ともに納得できると思う（例：白馬村）。	【エ 対応が困難な意見】 松本市観光振興のための財源検討委員会における議論の中で「松本市の制度設計に当たっては宿泊事業者の負担を軽減することが重要である」との意見があったことから、制度の開始に当たっては県の制度と極力合わせることを重視して設計しましたので、ご理解ください。
15	定額制：宿泊者1人1泊150円、 免税点：宿泊料金が6,000円(素泊まり・税抜き)未満の場合は徴収しないとあるが、既に導入済みの他県市町村が税額を上げている状況の中、今後、松本市において増額の可能性はあるのか。 また、増額する場合は長野県と歩調を合わせていくのか。	【オ その他】 宿泊税導入から3年後に制度を見直し、以降5年ごとに制度の見直しを行います。 税額の変更や長野県と歩調を合わせるかという点については、制度の見直しの中で検討します。
16	使途検証について、有識者会議を立ち上げ毎年度検証とあるが、観光業（宿泊、飲食、物販、交通等）の代表者をに入れて組織してほしい。	【ウ 参考とする意見】 観光業に係る方の意見は非常に重要ですので、参考として承ります。
17	有識者会議を立ち上げ毎年度検証とあるが、誰が有識者なのか。設置するのかわからないのか不明瞭である。	【ウ 参考とする意見】 使途検証のための有識者会議を設置する予定です。委員等詳細については今後検討します。
18	宿泊税を導入する場合には、使途について宿泊事業者の意見を聞き、真に観光振興に資するものに限定することに加え、宿泊施設の設備等の	【ウ 参考とする意見】 使途については松本市観光ビジョンで示した事業例を基に、様々なご意見を聞きながら検討します。

	充実を支援する予算措置の導入、増額を行っていただきたい。	
19	宿泊税はお越し下さる観光客のために使うべきであって市民のためには市税を使うべきである。宿泊税とは別の市税を検討すべき（宿泊税の制度概要3ページ）。	【ウ 参考とする意見】 地域や市民生活と調和した持続可能な観光地づくりのためには、オーバーツーリズムなど観光によって生じる市民の負担を軽減することも重要であり、そういった施策にも宿泊税の活用を検討しています。
20	使途を決定する際の独自の裁量とは観光ブランド課なのか、松本観光コンベンション協会なのか（宿泊税の制度概要7ページ）。	【ウ 参考とする意見】 松本市観光ビジョンで示した松本市、松本観光コンベンション協会の役割分担に基づいて使途を検討します。
21	当初は松本観光コンベンション協会の財源確保のためと書いてあるが、一団体のための税金とならないようにチェック体制をしっかりとしてほしい（宿泊税の制度概要8ページ）。	【ウ 参考とする意見】 宿泊税の使途については、次年度の当初予算公表の際に使途を公表するとともに、有識者による会議体を設置し、毎年度検証を行います。また、松本市観光ビジョンの役割分担に明記したとおり、松本観光コンベンション協会が市全体の観光事業のリーダーとなるべく組織改革を進めています。
22	市民生活との調和・危機対応力の強化とは具体的に何か。	【オ その他】 観光客の増加に起因するオーバーツーリズム対策や、インバウンドを含む観光客向けの危機対応等の事業を検討します。
23	使途項目にあるように、市民との調和は重要な課題である。住まう人の理解が無いと観光産業は成り立たない。温泉地や市街地で行われている観光客が参加できる行事やイベントについても宿泊税からの支援をお願いしたい（宿泊税の制度概要10ページ）。	【ウ 参考とする意見】 松本市ならではの国際文化観光都市としての魅力を高める観光地づくりとともに、地域や市民生活と調和した持続可能な観光地づくりを目指します。
24	現在の制度で見込んでいる税収が年間2億円程度だと聞いているが、設計や運用コストを考えると意味の	【ウ 参考とする意見】 長野県宿泊税が令和8年6月から課税されます。

	ある取組みとは言えない。１０年後、どれくらいの財源を見越して設計していく予定があるのかと、具体的な用途をもっと示してほしい。	松本市が独自に宿泊税を課税する場合、徴税に伴う事務や経費負担は生じるものの、県税として徴収される場合と比べて税収規模が拡大します。また、独自の裁量で柔軟かつ戦略的に用途を決定できるため、松本市ならではの特色ある観光振興策への積極的な投資と、地域への効果的な還元の好循環を生み出すことができます。 １０年後の税収は、観光客数の変動、地域の観光施策の効果など多くの要因に影響されるため長期的な予測は難しいですが、松本市観光ビジョンの目標値として令和１０年度末までに宿泊者数を１７０万人泊（令和４年度の１１０パーセント）とすることを掲げています。 宿泊税の用途については、次年度の当初予算公表の際に用途を公表するとともに、有識者による会議体を設置し毎年度検証を行います。
25	冬季、乗鞍高原のスノーシューツアーはアジア系旅行者に大変人気になっている。 白馬岩岳のようにスキー場へ行ってスキーやスノーボードをやらない人達に、雪を見る、触るという体験も価値がある。 市街地からのアクセスも良い美ヶ原でもスノーシューはできる。バスを運行すれば冬の松本の観光の目玉になると思う。 宿泊税を使用して、冬の美ヶ原にアクセスできるようにしてほしい。	【ウ 参考とする意見】 宿泊税の用途を検討する際の参考とします。
26	松本市域内の北アルプス「中部山岳国立公園」の登山道を含めた利用環境の維持は、民間の山小屋事業者の事業活動に依存している。自施設の利用者以外の不特定多数の利用者	【ウ 参考とする意見】 山岳域の果たす公的役割とその公的支援については国、県及び周辺自治体と連携して検討していくべき問題であると捉えています。

	へ飲料水やトイレ等の便益を提供しつつ、貴重な自然環境の保全、衛生環境の維持、安全の啓発や遭難救助活動等の公的な役割を果たしてきているが、その多くは無償の行為となっている。山岳域の管理、保全に関わる行政機関は複数あり、重層的に法令がかかっているが、それを統轄する機関は不在である。山岳域の利用環境を維持するためには、山小屋の事業活動の継続が不可欠である。山小屋は、厳しい自然環境に立地し、施設の維持には多くの課題があり、運営の継続が危ぶまれている現状である。山小屋事業が担っている公的な役割への松本市の積極的な関与、宿泊税を財源とした経済的支援を要望する。	宿泊税の使途を検討する際の参考とします。
27	宿泊事業者と宿泊者に丁寧に説明し、納得してもらえるよう使用目的を明確にするべき。 入湯税も目的税のはずだが、源泉とは関係のない施設の消防設備に使われている。入湯税を徴収していない施設に使っていることも間違っている。法律で用途が決まっても配分でどうにでもなるのではないか。 入湯税のような使い方にならないようにしてほしい。入湯税の使用方法的検討も求める。	【ウ 参考とする意見】 宿泊税は、観光ビジョンが目指す「あなたと“いきたい”まち」の実現に向け、松本市ならではの国際文化観光都市としての魅力を高め、国内外からの来訪を促進し、地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興施策を展開するために活用します。皆様に納得いただけるよう、丁寧に説明します。 以下の松本市ホームページで入湯税の使途状況を掲載しています。 【入湯税】 https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/14/50130.html 今後、入湯税を原資とする新たな補助制度の創設を検討します。 また、宿泊税の使途については、次年度の当初予算公表の際に使途を公表するとともに、有識者による会議体を設置し、毎年度検証を行います。

28	使途検証の結果は、誰にどのような形で公開されるか。	【オ その他】 市ホームページへの掲載などを通じて、情報を公開する予定です。
29	宿泊税をあてにして従来の観光予算を削ることが無いようにすること。	【ウ 参考とする意見】 宿泊税は新規又は拡充する事業に充てることとしています。従来の事業のうち必要な事業は、予算を確保して、引き続き実施します。
30	使途方針の新規事業や拡充事業とは何を検討しているか。	【オ その他】 松本市観光ビジョンで示す二次交通の機能強化、観光ＤＸの推進、観光産業の人材育成、労働力不足対策などの事業を検討します。
31	「財源管理」については、アメリカのDMOを参考にし、行政主導だと２～３年で責任者が変わってしまうので、行政は管理をしないで、継続的に切れ目なく財源と予算進行を効率的にできる民間組織が管理をして、事業計画もその組織が中心となって立案、執行するようにしていくことがいい（宿泊税の制度概要１０ページ）。	【ウ 参考とする意見】 宿泊税導入後の運用方法の参考とします。
32	システム改修への補助は全額負担していただけるのか。	【オ その他】 宿泊税導入に伴う特別徴収義務者のシステム改修の経費等については、できる限り負担を軽減できるよう支援策を検討します。
33	全ての特別徴収義務者から支払ってもらう方法を確立するようにしてほしい。また、納税方法の簡略化を検討してほしい。	【ウ 参考とする意見】 特別徴収義務者の皆様のニーズに合わせて、紙又は電子で申告いただくとともに、キャッシュレス納付の種類を増やすことなど、納付の負担を最小限にするよう検討します。
34	手数料負担と申告事務負担に見合う補助金が必要である。	【イ 趣旨同一の意見】 法定外税である宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者に対し、一定の報償金を支払う予定です。
35	徴収事務を行う宿泊施設に対し、必要十分な経費を支払うことを明確	【ウ 参考とする意見】 特別徴収義務者の皆様の負担軽減

	化していただきたい。	策として、システム改修経費の支援や報奨金制度を検討します。
36	県税と市税の納付方法を簡略化することと、旅行代理店やOTA経由の予約での処理方法を事業者任せではなく、仕組みを整えていただくことを希望する。	【ウ 参考とする意見】 特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様の負担軽減を図るため、県税分も含めて市に一括して納付していただき、県税分は市が県に払い込みます。 また、特別徴収義務者の皆様の負担を最小限にするよう検討します。
37	入湯税はきちんと徴収ができる仕組みができていない。宿泊税はそれぞれの宿泊施設が正しく申告し、市が徴収できる仕組みをまず作っていただきたい。	【ウ 参考とする意見】 宿泊税の特別徴収義務者に電子申請を利用いただけるよう丁寧に説明し、これまで以上に適正な徴収ができるよう検討します。
38	申請窓口、納入方法に関しても明確な説明をしてほしい。	【ウ 参考とする意見】 申請窓口、納入方法等については、手引き等を作成し、説明会の場を設けるなど丁寧に対応します。
39	お客様の負担に配慮して、入湯税と宿泊税を一本化する事を検討してほしい。	【エ 対応が困難な意見】 入湯税と宿泊税は税法上の位置付けが異なることから、一本化することは困難です。
40	入湯税は目的税であるため、別会計での処理をお願いしていたが、一般会計で処理されており、入湯税の使い道が明確になっていない。宿泊税は必ず別会計で処理してほしい。	【エ 対応が困難な意見】 入湯税は、地方税法に従い適切な使途に充てています。入湯税の使途については、No. 27のとおりです。 徴収した宿泊税は、一旦基金に積み立てて、使途を毎年公表します。
41	松本市は長野県の方針に準じると思うが、長野県に早く方針を出すように働きかけてほしい。	【ウ 参考とする意見】 詳細については、長野県と調整の上、Q&A形式でお示しします。
42	県からの事務手数料、市の事務経費が不明瞭ではないか（宿泊税の制度概要7ページ）。	【オ その他】 県からの事務手数料については、県と調整します。市の事務経費については、必要経費を精査し、適切な時期に予算計上します。
43	ゲストのクレームに対応する24時間年中無休の窓口を開設してほしい。	【エ 対応が困難な意見】 宿泊者の皆様にご理解いただけるよう丁寧に広報を進めていくとともに

		に、フロント等に掲示いただくポスター、税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の周知資材を配布します。松本市関係部署及び連絡先についても掲載します。
44	宿泊税を徴収するに当たり、各店舗掲示用の宿泊税説明ポスターを作成してほしい。松本市の担当部署の連絡先を必ず載せてほしい。	【ウ 参考とする意見】 フロント等に掲示いただくポスターや税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の周知資材の配布を予定しており、松本市関係部署及び連絡先についても掲載します。
45	上高地への観光客は日帰りの方が多いので、宿泊税よりも入域料を徴収した方がよい。	【オ その他】 ご意見として承ります。